

豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業実施要綱

（目的）

第1条 豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業は、学校・家庭・地域の三者による相互連携の充実を図りながら、学校教育や地域における諸活動を活性化させるとともに、豊かな人間関係づくりを通して一人ひとりが自己実現できるよう支援し、子どもに「生きる力」を育むことを目的とする。

（実施内容）

第2条 教育長は第1条の目的を達成するために、中学校区（義務教育学校の後期課程を含む。）を単位として豊中市地域教育協議会（すこやかネット）（以下「すこやかネット」という。）を設置し、別表に掲げる活動を委託するものとする。

（構成）

第3条 すこやかネットは、次に掲げる者で構成する。

- （1）小学校、中学校及び義務教育学校、こども園、幼稚園及び保育所の関係者
- （2）PTA、公民分館、健全育成会及び社会福祉協議会その他の地域団体の関係者
- （3）その他教育長が特に必要と認める者

（運営）

第4条 すこやかネットに、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、互選によって選出する。
- 3 すこやかネットは、会長が招集し、運営に当たる。

（委託申請）

第5条 本事業の委託を希望するすこやかネットの会長は、豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業実施申込書を教育長に提出するものとする。

（報告）

第6条 すこやかネットの会長は、教育長が指定する期日までに豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業実施報告書を提出するものとする。

（委託金の額）

第7条 委託金の額は、毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

別表

地域教育活動及び学校教育支援活動

(1) 家庭教育支援及び子育て支援に資する事業の実施
(2) フェスティバル等の地域全体で子どもたちの成長を支えることを目的とした地域住民が参加する事業の実施
(3) 地域間での情報共有のための地域コミュニティ紙の発行
(4) 清掃活動、挨拶活動等の世代を超えた地域の間関係づくりのための事業の実施
(5) 校区巡視、校外補導巡回等の子どもの安全確保のための事業の実施
(6) 科学教室、歴史教室等の地域学習活動の実施
(7) ボランティア体験学習、職場体験学習等の学校教育への支援
(8) その他学校教育や地域における諸活動を活性化させる事業の実施